

担い手育成 総合支援協議会だより



(農)はるちかの鳥原代表理事組合長（中央）と役員の皆さん

“はるちかの郷”の美田を子孫に残すため 集落営農組織を法人化

農事組合法人 はるちか 伊那市東春近2789番地

『「はるちかの郷の美田を子孫に残そう!!」“共存同栄の心”で力を合わせ、農業農村社会の発展に尽くそう!』の設立の理念のもとに平成22年2月24日、「農事組合法人 はるちか」が設立されました。

多くの戸別農家は赤字経営を強いられており、後継者が少なく、農業従事者は高齢化が進んでいます。そして次代の担い手がなく農地の維持が困難な事態に直面しており、遊休農地が拡大しつつあります。こんな局面を打破する手法として集落を基本とした法人組織を立ち上げ、地区農業者の共存同栄の心で地域振興を図ろうと活動をスタートさせました。

Index

- 認定農業者「農事組合法人はるちか」
- 県・地域の動き「佐久市」ほか
- 経営セミナー「農産物の原価管理と経営改善Ⅱ」
- 視点「新農地制度と農業の展開方向Ⅱ」
- 農業・農政豆知識「農業共済資格団体とは」
- インフォメーション「農業者年金の担い手を対象とした政策支援」
- 支援の窓「平成二十二年度農業経営改善セミナー」

「進取の気風」と「共存同栄」の精神に満ちた法人組織を目指して

農事組合法人設立までの取り組み

伊那市東春近地区は、明治三十一年七月、製糸業者や仲介人の不当取引を打開するため「組合製糸」の草分けである「上伊那合資会社」を設立し、協同活動を展開してきました。

また、JA支所構内にそびえるカントリーエレベータは昭和四十四年に建設され、県内では三番目の早さでした。建設にはJA組合員一人一人が労働を提供して作り上げたこと、さらには市の東原工業団地の誘致に際して地区一丸となり地区農政対策委員会として取り組みなど「進取の気風」と「共存同栄」の精神に満ちあふれた地域です。

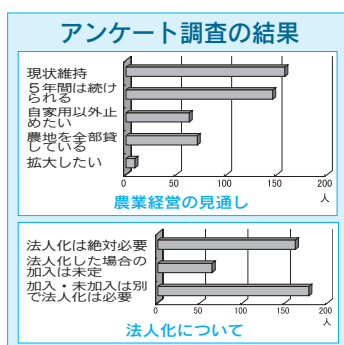
平成十七年十月に「農業経営所得安定大綱」が示され、それまでの全農家を対象とした政策や、米や麦、

大豆といった品目ごとの価格に着目して講じられてきた政策に代わって、経営規模などを条件に施策対象を担い手に絞り、経営全体に着目した政策が打ち出されました。そして、平成十九年には担い手経営安定新法が施行されるとともに、品目横断的経営安定対策が始まりました。

東春近地区ではこうした政策に対応するため、平成十八年から地区毎に七つの営農組合を設立して対応してきました。しかし、あくまでも過渡的な組織であるため、地区営農組合の三役会議等で法人化についての検討がされ、恒久的な組織に発展させる必要があるとの意識統一がされました。

そこで平成二十年四月二十五日に法人組織設立検討委員会を設置し、アンケート調査を行い、集落営農組合員の意向を確認しながら

毎月検討を重ねてきました。また、各営農組合の総会において「法人設立の方針」が承認され、その結果をふまえ平成二十一年五月十二日、法人設立準備委員会を組織し、法人設立へ向けた具体的な取り組みが始まりました。



「農事組合法人はるちか」設立の理念

農事組合法人はるちかは以下の理念の基に設立され、運営されております。

①自然環境豊かな東春近の郷を農地の荒廃から守り、後世に誇りある郷土として

引き継ぎたい。
②次世代に快く引き継いでもらえる郷土・農地にしたい。

③東春近地区の先人が培った「進取の気風」と「共存同栄の心」を大切にして次世代につなごう。

④東春近地区として「農・商・工」の共存同栄をすすめてきた。地域の中でも一つの担い手組織として今ある多様な担い手とともに共存同栄を図りたい。

これらの理念を実現するため、「農事組合法人はるちか」の定款に、次のように定められております。（目的）

第一条

この組合は、自然環境に恵まれた東春近地区を農地の荒廃から守る一担い手として組織し、地区農業者の共存同栄の心で地域振興を図り、協同の力で農業経営を行い経済的地位の向上を図ることを目的とする。

営農組合から法人経営への移行

集落営農組合から法人に移行するにあたって、課題となる多くの項目について共通認識を得るため疑問点を整理し、それを中心にし

た集落説明会を開催してきました。その主な内容は以下のとおりです。

《法人の規模》

東春近地区の一部の集落を除き一つの法人として設定し、六つある集落営農組合を活動の単位とする。

《集積面積・出資・小作料》
・農地保有合理化事業により貸借契約とする
・当面水田面積のみの集積とする

・現在の施設（ビニールハウス等）、野菜畑（アスパラ畑・自家用）、果樹園・牧草地、自己の保有米水田は原則集積を考えずそれぞれ戸別の栽培も可能とする
※出荷用野菜・花きについては団地化し、輪作体型を組むよう進める



J A支所構内の共存同栄の碑

- ・今回、加入された方をもつて、法人の構成員（組合員）とし、組合員と員外からの利用権設定（借入）面積で法人の耕作面積とする。以後、保有米水田も含め耕作できない農地が出た場合、法人の借入面積とし、耕作面積に加える
- ・設立に際して、営農組合員以外からも加入を受け付ける。以降は原則新規加入を受け付けない。脱退は総会の議決によりできる
- ・以後の変更は総会で決める
- ・出資は組合員割りのみとし、最低出資口数と一口単価を定める
- ・借地料は、市の農業委員会が定めた標準小作料を参考に総会で決め支払う（但し、五ヶ以下の水田、水はけの悪い水田、不整形で機械作業効率の悪い水田等耕作条件の悪い場合については支払わない場合もある）
- 《機械設備・農作物の管理・利益配分》
- ・法人は営農組合設立に当たったの申し合わせを継承し、機械については当面導入せず、個々の機械を大切に利用する
- ・個人所有機械も貸借の可



水稻の収穫作業

- 能性があるので、その基準を作成しておく
- ・法人において出さない作業については、協業組合・認定農業者等に委託する
- ・以後個々での機械導入は控えるようにし、全体の状況を見て支障が出てきた時に「総会」を経て法人が所する
- ・畦畔の草刈りと水稻の水管理は請負作業とし作業班の指示により行う
- ・但し、代掻き時の水管理については、作業班の指示により行う
- ・野菜は単独作業班で行う
- ・利益は、従事分量配当で働いた者に分配し、利益積立準備金で法人の体力を造成する

この他にも多くの項目について詳しく説明がなされております。さらに、六回にわたる法人組織設立発起人会を経て細部にわたって検討がなされ、平成二十二年二月二十四日に二百三十三名の構成員によって「農事組合法人はるちか」が誕生しました。

はるちかの経営概況

東春近地区には五百四十畝余の水田がありますが、その十八%弱にあたる九十五・四畝をはるちかが耕作を担っています。

その内訳は、水稻五十・六・四畝、小麦十八・一畝、大豆等九・一畝、ソバ十・二畝、野菜その他一・五畝となっております。

設立されてまだ一年を経過しないため販売実績は出ておりませんが、六つの集落営農組合が一つになったことによるスケールメリットや、効率的な組織運営による低コスト化が期待できます。

当面は水稻、麦、大豆、ソバを経営の柱としています。が、法人としての経営展開を図るため、アスパラガス等の野菜や果樹の栽培など

経営の複合化も視野に入れています。

さらには農畜産物の加工販売や直売も含めた多角的な経営展開を行う予定であると鳥原正憲組合長は力を込めます。



今後は複合化・多角化の予定があると語る鳥原組合長

集落営農組織の法人化に向けて

水田・畑作経営所得安定対策を契機として多くの集落営農組織が設立されました。しかし、その組織の多くは補助金の受け皿としての性格が強い組織が多く存在しています。

今後、集落営農組織が地域農業の担い手となるためには「集落営農とは何か、その目的は何か」をしっかりとらえ、集落のビジョンを明確にすることが必要です。

今回取材した「農事組合法人はるちか」は小さな営農組合の枠を越えて、一つの法人に集結しております。そこには個人や集落の担うべき役割が明確で、具体的なビジョンや行うべきことが組合員に行き渡っております。

さらに、任意の営農組合組織から法人に移行するにあたって関係機関の連携が大きい役割を果たしております。

特に農業振興に関係する機関・団体で構成する「東春近地区農業振興センター運営委員会」とともに一丸となつて取り組んできた成果ではないかと感じました。

今後、集落営農組織の法人化を検討されている組織では、はるちかの取り組みがおおいに参考になるものと考えております。

これからの農事組合法人

はるちかの益々の発展と活躍を期待するとともに、県内の多くの集落営農組織が法人化を目指して取り組むことを願うものです。

（農業経営コンサルタント

寺島 秀勝）

県・地域の動き

小規模から担い手まで 営農支援の取り組み

佐久市営農支援センターは、市、農業委員会、佐久農業改良普及センター、県農業開発公社佐久支所、佐久浅間農協、農家代表で構成されています。

事業は、企画指導員が中心となり、企画・立案し、関係機関との調整を行い、各種事業を実施しています。

主な事業は、

①農業従事者の高齢化や担い手不足を補うため、栽培アシスタントの育成を図るため、「果樹・花き栽培アシスタント講習」を、年間十七日程実施し、毎年、二十余名が栽培の基礎知識と技術を習得し、担い手農家の支援を行っています。

②認定農業者等への情報紙として「認者だより」を年二

回発行し、新技術や普及技術等の情報提供を行っています。

③女性や高齢者が農業に親しんでもらえるよう、市公民館とともに「家庭菜園講座」を開催し、時節柄の指導を受けられることから毎年盛況で、昨年は百三十余名の方が受講しています。

④市内には、有機農業に取り組む農家が多いことから、



アシスタント講習は、果樹・花きコースとも午前座学、午後実技を行う

県の里親研修希望者が増加傾向にあり、営農相談や技術指導が年々増加しています。また、昨年、県農業担い手育成基金の助成金の一部が減額等されたことから、市が減額分等を補填する支援を行っています。

⑤新規就農者や里親研修生等を対象に、里親農家やインターン農家への視察研修と参加者相互の情報交換会を開催しています。

このほか、担い手等の経営改善をフォローアップする「農業複式簿記研修会」や、振興作物の普及を図るための「モデル展示圃」の設置など、市内農業者の営農・技術支援事業を実施しています。

また、当センターは、市担い手育成総合支援協議会と市耕作放棄地対策協議会を兼ねており、昨年度、二百十九戸の耕作放棄地の再生利用事業の支援を行いました。

今後、女性や高齢者、新規就農者や担い手等、市内農業者のニーズに合った事業を計画し、佐久市農業の持続的発展と地域の活性化を図るため、農業者とともに取り組んでいきます。

(佐久市営農支援センター)

遊休農地の活用現地 検討会開催される

県担い手育成総合支援協議会、信州の田畑を耕そう！連絡会など共催による遊休農地活用現地検討会が九月十六日に飯田市で市町村、JA、農業委員会関係者百三十名が参加し、開催されました。

開催地の上久堅地区でも高齢化により、農地の荒廃化が進んでいましたが「農業で集落を守る」という強い思いから平成十二年に「上久堅地区農業振興会議」を設立し、平成十九年度から耕作放棄地解消に取り組む、大豆、ソバ、

飯田地域の伝統野菜である「源助かぶな」「小野子にんじん」などを栽培し三年間で五畝の解消をした取り組みが評価され、平成二十一年度には県遊休農地活用功績者表彰事業で長野県知事賞及び第二回全国耕作放棄地防止・解消運動表彰事業で全国農業会議所会長賞を受賞されています。

当日は、上久堅地区の小野子にんじんの栽培圃場と農山漁村活性化プロジェクト支援交付金や中山間地域直接支払事業交付金などを活用して設



遊休農地を活用した小野子にんじんの栽培ほ場

置した鳥獣被害防止柵（総延長十一キ）の現地見学を行いました。

昼食には、地元の新鮮な食材を使った食工房十三の里の弁当の中にも「小野子にんじんの御漬物」、「南信州みそ」で作ったお味噌汁、千成ホオズキシャーベットなどが含まれており、参加者達に大変好評でした。

午後の検討会では、豊丘村農業委員会から、平成十六年度から遊休農地解消事業の一環として二種類のいも焼酎の原料となるサツマイモを作付し「新九郎」というイモ焼酎の商品開発に取り組んだ事例を、小谷村営農センターからは、中山間地域直接支払事業の交付金を活用して集落でソバの作付に取り組む、平成十

二年度に作付面積が約二畝だったものが平成二十一年度には三十一畝まで拡大した事例について報告などがありました。

今回の検討会の事例等を参考に、参加された皆さんが、地域で遊休農地対策に更に取り組んで頂くよう願っています。

(県農業会議)

安曇野市の農地利用 集積の取り組み

安曇野市は、平成十七年十月一日に三町二村が合併して人口約十万人の新しい市として誕生し、商・工・農と観光のバランスが取れた「田園都市」を目指しています。



集積された農地で収穫作業

西にそびえる北アルプスを水源とする河川は、幾つもの肥沃な扇状地を形成し、安曇野と呼ばれる信州の穀倉地帯として多くの集落が形成されてきました。中でも、中央部は「堰」と呼ばれる幾筋もの用水路が整備され、山麓沿いにはリンゴを中心とした樹園地、中央の平坦地には水田地帯が広がり、東部の水量豊富な湧水地ではわさび栽培や内水面漁業（虹鱒等）が盛んに営まれています。

平成十八年には五地域に設置されていた営農支援センターの機能を統合し、各地域の特徴を生かした営農方策の立案と地域農業を担う効率的・安定的な農業経営体に対する支援活動を行ってきました。これに加え、産地確立交付金による作物の団地化及びブロックローテーションへの加算や、農地の集積に対する補助金により、二百九十六名の認定農業者と十六の集落営農組織が設立され、市内の四十六・六%の農地が集積されています。

本事業を開始するに当たり、円滑化団体との協議の中で問題となったのは、「委任を受けた農地をどの担い手に集積するのか」という基本的な

ものでした。

農地の集積は、農道や用排水路の維持を担っている集落を単位としたものが望ましいのですが、現状は集落の枠を越えて飛び地が広がる集積となっており、効率的な農地集積のために、集落と担い手のつながりの強化が必要となっています。

本年度の取り組みとして、集落単位で実施するコミュニケーション活性化の取り組みや、集落と担い手との農業サポート体制の構築等に対する助成事業を開始しました。集落の組織が強化されることで、農地の利用調整が加速し、担い手に対して作業効率の高い集積が進むことが期待されます。

(安曇野市 農政課)

(農)木島平農業生産組合 の取り組み

木島平村は、おいしいお米、美しい農村風景で知られていますが、その中で大豆生産に取り組んでいるのが当組合です。

木島平村大塚沖地区では、平成七、十三年度にかけて担い手育成基盤整備事業による

再圃場整備事業が実施され、受益面積九十二畝、平均区画五十坪の水田が整備されました。これを契機に、平成十二年から十三畝の転作田に大型機械を活用した大豆栽培が始まりました。

平成十三年には、担い手農家六名により大塚沖大豆生産組合が結成されました。この年は、県育成の納豆用小粒品種「すずこまち」（後に「すずろまん」へ切り替え）とタチナガハを計十六畝作付されました。

これらの大豆は木島平産大豆100%の豆腐・納豆・醤油として商品化され、近隣の加工業者が製造し、木島平村農業振興公社を通じて村内の直売所等で販売されています。



木島平産大豆100%の商品

平成十九年、それまでの任意組合から「農事組合法人」木島平農業生産組合へと法人化されました。組合員五名は、いずれも地域の大規模水田農家です。法人としては極力機械を保有せず、村や公社

所有の機械の借用、組合員個人の機械の持ち寄りにより作業を行っています。

平成二十二年の大豆栽培面積は、タチナガハ七・六畝、すずろまん二・七畝の計十・三畝（内採種圃一・二畝）です。水田大豆の栽培面積は、転作のブロックローテーションが解消されたことから、一時期に比べると減少していますが、それに替わって、遊休荒廃地対策として畑や河川敷等への作付けが増加しています。

二十一年には、ソバ三畝を新規に作付けました。これは、耕作放棄地等再生利用緊急対策交付金により耕作放棄地を復旧させたものです。木島平村では、村内産そば粉を使用した「名水火口（めいすいほくち）そば」を新たな名物とすることに力を入れており、二十二年にはソバの作付けを六畝に拡大しました。

このように、当組合は村の特産品の大豆商品やソバの原料を供給する重要な担い手です。今後も、販売面を担当する公社と連携をとりながら、生産性を向上させ、生産増を図っていくことが期待されています。

(北信農業改良普及センター)

この様式は長野県のモデルJ A四か所において組合員の経営計画標準様式として定着を推進しているところであり、近い将来県下全J Aで利用されようとしている。

新農地制度と農業の展開方向 II

担い手への農地の面的利用集積を加速

集落営農の法人化を推進

全国農業会議所
事務局長代理 柚木茂夫

担い手の農地利用を確保

農地の転用についても、許可対象の拡大や違反転用に對する処分・罰則の強化など、規制の強化が図られています。併せて、農用地区域内の農地について、担い手への農地利用集積に支障を及ぼす恐れがある場合は農用地区域からの除外を行うことができなくしています。これは、担い手が安心して農用地区域内の農地の利用集積を行えるようにするためです。農用地区域に含めるべき集団的存在する農用地の規模基準も「おおむね二十畝以上」から「おおむね十畝以上」に引き下げられています。

委任代理方式による農地の面的集積

農地を面的にまとめ、効率的な利用を行うための「農地利用集積円滑化事業」が創設されました。この事業は、これまで市町村段階の農地保有合理化事業

として行われていた農地売買等事業及び研修等事業と、新たに制度化された農地所有者代理事業で構成されています。農地利用集積円滑化団体として位置づけられる市町村、農協、一般社団法人・一般財団法人が実施主体となります。農地所有者代理事業のみであれば、それ以外の営利を目的としない土地改良区などの法人も実施主体になれます。

農地所有者代理事業は、農地所有者の委任を受け、それを代理して農地の貸し付け手続きを行うものです。農地の貸し借りの仲介役として、農地の受け手を見つけて農用地利用集積計画の申し出や賃借料の設定などの諸手続きを代行してくれるので安心して農地を任せることが出来ます。一方、農地の受け手は、農地の貸し手と個別に交渉する必要がなく分散している農地を面的にまとめることが出来ます。

農業生産法人の構成員要件の緩和

農業生産法人の構成員になる場合、農業関係者は議決権の制限を受けませんが、それ以外の者である関連事業者は議決権の制限を受けることになっています。今回の緩和措置の一つは、農

作業の委託者を議決権制限の対象から除外し農業関係者として取り扱うことにしたことです。これによって、農地の権利の提供者だけでなく農作業の委託者も含めた集落営農の法人化が進めやすくなりました。農作業の範囲は、「農産物を生産するために必要な基幹的な作業」と規定されており、水稻の場合は、耕起・代かき、田植え及び稲刈り・脱穀の基幹三作業、麦又は大豆の場合は耕起・整地、播種及び収穫、その他の作物にあつては水稻や麦・大豆に準じた農作業となっています。

関連事業者の議決権についても、一事業者当たり十分の一以下の制限が廃止されました。総議決権の四分の一以下の制限は従来どおりですが、関連事業者が農業生産法人の農業経営の改善に特に寄与する者（農商工連携事業者等で農地法施行令第一条で規定）である場合は議決権制限の上限が二分の一未満まで緩和されます。農業生産法人の構成員に関連事業者を加えて連携を深めやすくすることで、経営の多角化・高度化に向けた取り組みが期待されます。



戸別所得補償制度と農業共済資格団体とは

本年度より戸別所得補償モデル対策が実施され、米戸別所得補償モデル事業の交付対象面積は、農家ごとに作付け面積から一律十畝ずつ控除されることになっています。また、集落営農が「農業共済資格団体」として水稻共済に組織加入する場合は「全体から

十畝を控除する」とされています。

農業災害補償制度は、農業を営む戸別農家や法人との間に共済関係を成立させる事を基本としています。法人格を有していない集落営農も要件を満たせば「農業共済資格団体」として加入することができます。集落営農については、規約と代表者を定めて、米の生産・販売について共同販売経理をしているものが対象となります。「農業共済資格団体」の要件については、集落営農の規約に①NOSAI事業への加入 ②掛金の分担方法 ③共済金の配分を定め、規約に沿って取り扱う組

織であれば法人と同じ扱いで組織として加入することができ、加入方式と補償割合は、一組織として選択して頂くようになります。

米戸別所得補償モデル事業は、標準的な生産費と販売価格の差額などを全国一律に補てんする仕組みで、個々の農家が受けた自然災害による減収の補てんは、農業災害対策のNOSAIが担うこととなっています。

地球温暖化が問題視され災害が多発する中、引き続き農家の皆さんには、両制度への加入で、経営安定を図ってほしいと思います。

(NOSAI長野)

INFORMATION

農業者年金の担い手を 対象とした政策支援

農業の担い手には、手厚い政策支援（保険料の国庫補助）があります。

保険料の補助対象者と国庫補助額

区分	必要な要件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	6,000円 (3割)	6,000円 (3割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円 (3割)	4,000円 (2割)
5	35歳まで（25歳未満の場合は10年以内）に区分1の者になることを約束した後継者	6,000円 (3割)	—

●保険料の国庫補助を受ける期間の保険料は2万円に固定され、加入者が負担する保険料は2万円から国庫補助額を差し引いた金額となります。

国民年金一号被保険者で、農業に従事し、六十歳までに二十年以上加入が見込まれる者で、上記の各区分に該当する場合は、保険料の助成措置があります。
なお、詳しいことは市町村農業委員会、JAへご照会ください。

投稿募集

農業・農政に対する意見や提言、感想、地域農業の新しい動きなど自由に書いてFAX、Eメールで投稿してください。

（氏名、年齢、住所、主な経営部門はわかるようにしてください）。様式は問いません。
投稿先は、下記の県担い手育成総合支援協議会「担い手情報」係あて

支援の窓

参加者募集

平成二十二年度の「農業経営改善セミナー」を開催します

長野県担い手育成総合支援協議会では、認定農業者などの皆さんに経営管理能力の向上や経営発展に必要な知識の習得をして頂くため、左記のセミナーを開催します。参加を希望される方は、当協議会事務局まで電話、ファックス、メールにより、氏名・住所・電話番号をご連絡ください。申込締切日は、それぞれのセミナー開催日の十日前迄です。

なお、受講対象者は農業経営の改善・発展を目指す農業者（認定農業者等）、法人の経営者・研修生、法人化を目指す農業者、農業生産組織、集落営農組織の代表・構成員、市町村・JAおよび関係機関・団体の担当者等で受講料は無料です。

【第一回】

○日時 平成二十二年十二月二十日(月)

○場所 松本市島立

○内容及び講師 長野県松本合同庁舎 講堂

・「法人化により魅力ある農業経営の実現」

・「法人化により魅力ある農業経営の実現」

・「法人化により魅力ある農業経営の実現」

・「法人化により魅力ある農業経営の実現」

・「法人化により魅力ある農業経営の実現」

・「法人化により魅力ある農業経営の実現」

・「法人化により魅力ある農業経営の実現」

・「法人化により魅力ある農業経営の実現」

・「法人化により魅力ある農業経営の実現」

・「法人化により魅力ある農業経営の実現」

・「法人化により魅力ある農業経営の実現」

・「法人化により魅力ある農業経営の実現」

・「法人化により魅力ある農業経営の実現」

・「法人化により魅力ある農業経営の実現」

・「法人化により魅力ある農業経営の実現」

・「法人化により魅力ある農業経営の実現」

・「法人化により魅力ある農業経営の実現」

・「法人化により魅力ある農業経営の実現」

・「法人化により魅力ある農業経営の実現」

・「法人化により魅力ある農業経営の実現」

・「法人化により魅力ある農業経営の実現」

農業経営コンサルタント

・「儲かる農業をマネージメントする」

・「儲かる農業をマネージメントする」

・「儲かる農業をマネージメントする」

・「儲かる農業をマネージメントする」

・「儲かる農業をマネージメントする」

・「儲かる農業をマネージメントする」

・「儲かる農業をマネージメントする」

・「儲かる農業をマネージメントする」

・「儲かる農業をマネージメントする」

・「儲かる農業をマネージメントする」

・「儲かる農業をマネージメントする」

・「儲かる農業をマネージメントする」

・「儲かる農業をマネージメントする」

・「儲かる農業をマネージメントする」

・「儲かる農業をマネージメントする」

・「儲かる農業をマネージメントする」

・「儲かる農業をマネージメントする」

・「儲かる農業をマネージメントする」

・「儲かる農業をマネージメントする」

・「儲かる農業をマネージメントする」

・「儲かる農業をマネージメントする」

・「儲かる農業をマネージメントする」

・「儲かる農業をマネージメントする」

・「儲かる農業をマネージメントする」